

○学校法人共愛学園役員報酬規程

(昭和 53 年 3 月 27 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人共愛学園の理事長、理事、監事の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第 2 条 役員報酬の支給日は、毎月 21 日とし、その日が休日に当たるときは前日とする。

(報酬月額)

第 3 条 役員報酬月額は次のとおりとする。ただし、指定職（理事長、学園長、大学学長、中学・高校校長、法人事務局長）については、別に定める指定職給与規程による。(報酬月額)

(1) 理事 高等学校教育職初任給×2.5/12 を基準とし、理事会において定めた額

(2) 監事 高等学校教育職初任給×2.5/12 を基準とし、理事会において定めた額 2 前項に定める号俸の月額は、給与規程第 4 条第 1 項第 2 号に定める給料表を準用する。

(賞与)

第 4 条 役員賞与については、給与規程第 9 条の定めるところによる。

(常勤理事長の退職金)

第 5 条 常勤理事長の退職金については、退職金並びに死亡弔慰金支給規程を準用して支給する。

(退職慰労金)

第 6 条 役員が退任又は在任中死亡したときは、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までの各月に、次の 3 項の単価を乗じた額とする。

3 単価の算出は、次のとおりとする。

(1) 理事長 高等学校教育職初任給 × 2.0/50

(2) 理事 高等学校教育職初任給 × 1.5/50

(3) 監事 高等学校教育職初任給 × 1.5/50

4 前項第 1 号において、常勤理事長として単価の算出は次のとおりとする。

理事長 高等学校教育職初任給 × 2.0/35

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。